

# 御船町排水設備工事指定工事店申請 必要書類一覧

## (1) 指定工事店の登録 (新規)

- ① 御船町排水設備指定工事店申請書 (指定様式)
- ② 法人登録業者……定款又は寄付行為及び登記簿の謄本  
個人業者………住民票の写し
- ③ 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図
- ④ 専属する排水設備工事責任技術者の責任技術者証等 (全員分)
- ⑤ 従業員名簿
- ⑥ 事業所の所在する市町村に係る市町村税の納税証明書
- ⑦ 過去5か年における排水設備工事に係る主要工事経歴書
- ⑧ 工事の施工に必要な設備及び器材の一覧及び写真
- ⑨ その他町長が必要と認める書類

## (2) 指定工事店の登録 (継続)

- ① 御船町排水設備指定工事店”継続”申請書 (指定様式)
- ② 法人登録業者……定款又は寄付行為及び登記簿の謄本  
個人業者………住民票の写し
- ③ 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図
- ④ 専属する排水設備工事責任技術者の責任技術者証等 (全員分)
- ⑤ 従業員名簿
- ⑥ 事業所の所在する市町村に係る市町村税の納税証明書
- ⑦ 過去5か年における排水設備工事に係る主要工事経歴書
- ⑧ 工事の施工に必要な設備及び器材の一覧及び写真
- ⑨ その他町長が必要と認める書類

## (3) 指定工事店の変更

下水道排水設備指定工事店変更届出書 (指定様式)

### ・商号に変更があった場合

- ① 定款又は寄付行為及び履歴事項全部証明書 (法人)
- ② 指定工事店証

### ・所在地に変更があった場合

- ① 法人登録業者……定款又は寄付行為及び登記簿謄本,  
個人業者………住民票の写し
- ② 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図
- ③ 指定工事店証

・代表者名に変更があった場合

- ① 定款又は寄付行為及び登記簿の謄本（法人）  
住民票の写し（個人）
- ② 指定工事店証

・役員に変更があった場合

- ① 定款又は寄付行為及び登記簿の謄本（法人）

・責任技術者に変更があった場合

- ① 責任技術者証の写し

※ 登録手数料については、新規・継続それぞれ 10,000 円となっており、  
指定証交付時に徴収します。  
なお、変更の際は手数料はかかりません。

ご不明な点がありましたら、下記までご連絡ください。

御船町 環境保全課 下水道係 連絡先：096-282-1374
------------------------------------